

平成18年5月25日法務大臣認可
日本司法支援センター

(変更) 平成19年10月30日法務大臣認可
(変更) 平成20年11月13日法務大臣認可
(変更) 平成21年 4月 2日法務大臣認可
(変更) 平成24年 3月30日法務大臣認可
(変更) 平成28年 6月28日法務大臣認可
(変更) 平成29年 9月27日法務大臣認可
(変更) 令和 6年 3月14日法務大臣認可

法律事務取扱規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 法律事務の取扱いの基準に関する事項
- 第3章 契約弁護士等が契約に違反した場合の措置に関する事項
- 第4章 審査委員会による調査等に関する事項
- 第5章 審査委員会における審議の手続に関する事項
- 第6章 措置の通知に関する事項
- 第7章 規程の変更
- 第8章 雑則
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）との間で、総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「支援法」という。）第30条、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号。以下「震災特例法」という。）第3条第1項各号及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）第3

条第1項各号に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）の法律事務の取扱いについて、取扱いの基準に関する事項、契約に違反した場合の措置に関する事項、審査委員会による調査に関する事項、審査委員会における審議の手續に関する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 弁護士等 弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者をいう。
- 二 契約弁護士等 センターとの間で、支援法第30条、震災特例法第3条第1項各号又は特定不法行為等被害者特例法第3条第1項各号に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士等をいう。
- 三 国選契約弁護士 センターとの間で、支援法第30条第1項第6号に掲げるセンターの業務に関し、国選弁護人、国選付添人又は国選被害者参加弁護士に関する法律事務の取扱いについて契約を締結している弁護士をいう。
- 四 一般契約弁護士等 センターとの間で、一般契約（センターが、支援法第30条、震災特例法第3条第1項各号又は特定不法行為等被害者特例法第3条第1項各号に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて弁護士等と締結する契約のうち、次号の勤務契約以外のものをいう。）を締結している弁護士等をいう。
- 五 勤務弁護士等 センターとの間で、勤務契約（センターが、支援法第30条、震災特例法第3条第1項各号又は特定不法行為等被害者特例法第3条第1項各号に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて弁護士等と締結する契約のうち、センターに勤務し、給与の支払を受けて法律事務を取り扱うことを内容とするものをいう。）を締結している弁護士等をいう。

(弁護士法人等)

第3条 センターが、支援法第30条、震災特例法第3条第1項各号又は特定不法行為等被害者特例法第3条第1項各号に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約を締結している法人については、法人の社員又は使用人である弁護士等による法律事務の取扱いを、当該法人による法律事務の取扱いとみなしてこの規程を適用する。

第2章 法律事務の取扱いの基準に関する事項

(法律事務の取扱いの基準)

第4条 センターは、契約弁護士等による法律事務の取扱いの基準を次のとおり定める。

- 一 契約弁護士等は、法律事務の取扱いに当たり、自由かつ独立の立場を保持するように努める。
- 二 契約弁護士等は、良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現するように努める。
- 三 契約弁護士等は、法律事務を取り扱う事件に関する依頼者等（支援法第30条第1項第2号から第5号まで及び第7号並びに同条第2項、震災特例法第3条第1項各号並びに特定不法行為等被害者特例法第3条第1項各号に基づく業務にあつては依頼者を、支援法第30条第1項第6号に基づく業務にあつては被疑者、被告人若しくは審判に付された少年又は被害者参加人をいう。以下同じ。）の意思を尊重して職務を行うものとする。
- 四 契約弁護士等は、依頼者等が疾病その他の事情のためその意思を十分に表明できないときは、適切な方法を講じて依頼者等の意思の確認に努める。
- 五 契約弁護士等は、正当な理由なく、依頼者等について職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。
- 六 契約弁護士等は、事件を受任したとき、国選弁護人若しくは国選付添人に選任されたとき、又は国選被害者参加弁護士に選定されたときは、速やかに法律事務の取扱いに着手し、遅滞なく、これを処理しなければならない。
- 七 契約弁護士等は、必要に応じ、依頼者等に対して、事件の経過及び

事件の帰趨に影響を及ぼす事項を報告し、依頼者等と協議しながら法律事務の取扱いを進めなければならない。

八 契約弁護士等は、法律事務の取扱いに当たり、必要な法令の調査を怠ってはならない。

九 契約弁護士等は、法律事務の取扱いに当たり、必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努める。

十 契約弁護士等は、法律事務の取扱いに関して依頼者等、相手方その他利害関係人から金員を預かったときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管し、その状況を記録しなければならない。

十一 契約弁護士等は、法律事務の取扱いに関して依頼者等、相手方その他利害関係人から書類その他の物品を預かったときは、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

十二 契約弁護士等は、法律事務の取扱いの終了に当たり、事件処理の状況又はその結果に関し、必要に応じ法的助言を付して、依頼者等に説明しなければならない。

十三 契約弁護士等は、法律事務の取扱いの終了に当たり、その職務の趣旨に従い、金銭を清算した上、預り金及び預り品を遅滞なく返還しなければならない。

十四 国選契約弁護士は、被疑者、被告人及び審判に付された少年の防御権が保障されていることにかんがみ、その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動又は付添活動に努める。

十五 国選契約弁護士は、身体の拘束を受けている被疑者、被告人及び審判に付された少年について、必要な接見及び面会の機会の確保並びに身体拘束からの解放に努める。

十六 国選契約弁護士は、被疑者、被告人及び審判に付された少年に対し、黙秘権その他の防御権について適切な説明及び助言を行い、防御権及び弁護権に対する違法又は不当な制限に対し、必要な対抗措置をとるよう努める。

十七 国選契約弁護士は、国選弁護人又は国選付添人に選任された事件について、名目のいかんを問わず、被疑者、被告人、審判に付された少年その他の関係者から報酬その他の対価を受領してはならない。

十八 国選契約弁護士は、国選被害者参加弁護士に選定された事件にお

ける刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の34から第316条の38までに規定する行為について、名目のいかんを問わず、被害者参加人その他の関係者から報酬その他の対価を受領してはならない。

十九 契約弁護士等は、法律事務を取り扱う事件の相手方に法令上の資格を有する代理人が選任されたときは、正当な理由なく、その代理人の承諾を得ないで直接相手方と交渉してはならない。

二十 契約弁護士等は、法律事務を取り扱う事件に関し、相手方から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくは約束してはならない。

二十一 契約弁護士等は、法律事務を取り扱う事件に関し、相手方に対し、利益の供与若しくは供応をし、又は申込みをしてはならない。

二十二 契約弁護士等は、裁判の公正及び適正手続の実現に努める。

二十三 契約弁護士等は、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽と知りながらその証拠を提出してはならない。

二十四 契約弁護士等は、怠慢により又は不当な目的で、裁判手続等を遅延させてはならない。

第3章 契約弁護士等が契約に違反した場合の措置に関する事項

（措置の種類）

第5条 一般契約弁護士等が契約に違反した場合の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 3年以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除又は3年以下の契約締結拒絶期間の設定

二 契約の効力の2年以下の停止

2 勤務弁護士等が契約に違反した場合の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 3年以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除又は3年以下の契約締結拒絶期間の設定

二 1年以下の期間の停職

三 1年以下の期間の減給（給与の月額額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずる処分）

四 注意

(一般契約弁護士等に対する措置の要件)

第6条 センターは、一般契約弁護士等に次の各号に掲げるいずれかの事由があり、契約を継続することが相当でないときは、前条第1項第1号に掲げる措置をとることができる。

一 センターとの契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、第4条に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が重大で、契約弁護士等としての職責を著しく怠ったとき。

二 センターとの契約に定める報酬及び費用の請求に関し虚偽の報告を行い過大な請求をしたとき。

2 センターは、一般契約弁護士等に次の各号に掲げるいずれかの事由があり、契約の効力を一定期間停止することが相当なときは、前条第1項第2号に掲げる措置をとることができる。

一 センターとの契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、第4条に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が軽微でなく、契約弁護士等としての職責を怠ったとき。

二 センターとの契約に基づく義務（法律事務の取扱いに関するものを除く。次条において同じ。）を怠り、センターの事務に著しい支障を生じさせたとき。

(勤務弁護士等に対する措置の要件)

第7条 センターは、勤務弁護士等に次の各号に掲げるいずれかの事由があり、契約を継続することが相当でないときは、第5条第2項第1号に掲げる措置をとることができる。

一 センターとの契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、第4条に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が重大で、勤務弁護士等としての職責を著しく怠ったとき。

二 センターとの契約に基づく義務に違反し、その違反の程度が重大で、勤務弁護士等としての品位を失うべき非行があったとき。

2 センターは、勤務弁護士等に次の各号に掲げるいずれかの事由があり、その職務を一定期間停止させること又は減給することが相当なときは、第5条第2項第2号又は第3号に掲げる措置をとることができる。

一 センターとの契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、第4条に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が軽微でなく、

- 勤務弁護士等としての職責を怠ったとき。
- 二 センターとの契約に基づく義務を怠り、センターの事務に著しい支障を生じさせたとき。
- 三 センターとの契約に基づく義務に違反し、勤務弁護士等としての品位を著しく損なうべき非行があったとき。
- 3 センターは、勤務弁護士等に次の各号に掲げるいずれかの事由があり、注意することが相当なときは、第5条第2項第4号に掲げる措置をとることができる。
- 一 センターとの契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、第4条に規定する法律事務の取扱いの基準に違反したとき。
- 二 センターとの契約に基づく義務を怠り、センターの事務に支障を生じさせたとき。
- 三 センターとの契約に基づく義務に違反し、勤務弁護士等としての品位を損なうべき非行があったとき。

第4章 審査委員会による調査等に関する事項

(理事長による調査等)

- 第8条 理事長は、契約弁護士等に対する契約に基づく措置に関する事項について、審査委員会が支援法第29条第8項第1号（震災特例法第5条及び特定不法行為等被害者特例法第4条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づいて審査委員会の議決を経ることを要しないものについて一定の定めを置いたときは、その定めに従って審査委員会への付議の可否を判断するために必要な調査をすることができる。
- 2 理事長は、契約弁護士等に対する措置に関する意見を付するために必要な事項に関して、調査をすることができる。
- 3 理事長は、地方事務所長その他の適当な職員に前二項の調査をさせ、付議の可否又は措置の当否に関する意見を付して調査結果を報告させることができる。
- 4 理事長又は前項の調査を命じられた地方事務所長その他の職員は、前三項の調査を行うときは、当該契約弁護士等の所属する弁護士会、司法書士会その他の隣接法律専門職者団体（隣接法律専門職者が法律により設立を義務づけられている法人及びその法人が法律により設立を義務づけられて

いる法人をいう。以下同じ。) に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 5 第3項の調査を命じられた地方事務所長その他の職員は、措置を相当とする旨の意見を付して同項に規定する調査結果を理事長に報告したときは、措置の対象となる契約弁護士等の所属する弁護士会、司法書士会その他の隣接法律専門職者団体に対してその旨を通知するものとする。

(契約弁護士等に対する措置に関する付議手続)

第9条 理事長は、契約弁護士等に対する契約に基づく措置に関する事項について、審査委員会の議決を経なければならない場合には、措置の可否及び措置を相当とするときにあってはとるべき措置の内容に関する意見を付して、審査委員会の審議に付するものとする。

- 2 前項の場合において、措置を相当とする旨の意見を付して審査委員会の審議に付するときは、理事長は、措置の対象となる契約弁護士等の所属する日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会その他の隣接法律専門職者団体に対し、あらかじめ、その旨を通知するものとする。

(審査委員会による調査等)

第10条 審査委員会は、付議された事項について、必要な調査をすることができる。

- 2 審査委員会は、前項の調査をするときは、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会その他の団体又は個人に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 審査委員会は、理事長に第1項の調査をさせることができる。
- 4 理事長は、地方事務所長その他の職員に前項の調査をさせることができる。

第5章 審査委員会における審議の手続に関する事項

(委員長)

第11条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は審査委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第12条 審査委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、理事長が招集する。

(議事)

第13条 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審査委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決する。

3 審査委員会は、措置を相当とする議決を行う場合には、措置の対象となる契約弁護士等に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該契約弁護士等にその機会を与える旨の通知が到達しないときは、この限りでない。

第6章 措置の通知に関する事項

(措置の通知)

第14条 理事長は、審査委員会の議決に基づいて措置をとったときは、当該措置の対象となった契約弁護士等、当該契約弁護士等が所属する弁護士会又は司法書士会その他の隣接法律専門職者団体に対応するセンターの地方事務所の長、当該契約弁護士等が所属する弁護士会及び日本弁護士連合会又は司法書士会及び日本司法書士会連合会その他の隣接法律専門職者団体に対してその旨を通知するものとする。

第7章 規程の変更

(規程の変更)

第15条 理事長は、この規程を変更する場合には、変更の内容及び理由を付して審査委員会の審議に付するものとする。

第8章 雑則

(運営規程)

第16条 審査委員会は、この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

附則

この規程は、法務大臣の認可のあった日から施行する。

附則（平成19年10月30日法務大臣変更認可）

この規程の変更は、法務大臣の認可のあった日から施行する。

附則（平成20年11月13日法務大臣変更認可）

この規程の変更は、平成20年12月1日又は法務大臣の認可のあった日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成21年4月2日法務大臣変更認可）

この規程の変更は、法務大臣の認可のあった日から施行する。

附則（平成24年3月30日法務大臣変更認可）

この規程の変更は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成28年6月28日法務大臣変更認可）

この規程の変更は、平成28年7月1日から施行する。

附則（平成29年9月27日法務大臣変更認可）

この規程の変更は、平成30年1月24日から施行する。

附則（令和6年3月14日法務大臣変更認可）

この規程の変更は、令和6年3月19日から施行する。